

北九州市「こどもまんなかステッカー」の表示に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市が実施する「こどもまんなかステッカー」の表示（以下、「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、子どもや子連れの方にやさしい取組を行う飲食店や事業所等（以下、「店舗等」という。）へ、別紙に示す「こどもまんなかステッカー（以下、「ステッカー」という。）」を表示することを通じて、社会全体で子どもや子育て家庭を応援する気運を高めることを目的とする。

(基準)

第3条 店舗等は、ステッカーを表示するにあたり、次に掲げる取組を参考に、子どもや子連れの方にやさしい取組を実践するものとする。

- (1) 子どもの一時預かりやお子様メニューの提供など、ソフト面での取組
- (2) キッズスペースやベビーベッドの設置など、設備面での取組
- (3) 割引やプレゼントなど、経済面での取組
- (4) その他、子どもや子育て家庭を応援する取組

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する店舗等は、ステッカーを表示できない。

- (1) 北九州市暴力団排除条例（平成22年北九州市条例第19号）第6条により、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）、又はこれらのものと密接な関係を有するもの
- (2) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) その他、北九州市が不適切と認めるもの

3 北九州市は、店舗等が前項の規定に該当するかどうか、必要に応じ、関係機関等へ照会し、確認するものとする。

(ステッカーの登録)

第4条 店舗等の代表者で、ステッカーを表示しようとする者は、北九州市のホームページから、北九州市へ申請するものとする。

2 北九州市は、店舗等の代表者から登録の申請があった時は、その内容を審査し、本事業の目的に反すると認められる場合を除き、登録を行うものとする。

3 北九州市は、店舗等の登録を行った時は、ステッカーを支給するものとする。

- 4 店舗等の代表者は、登録事項について変更しようとする時、又は廃止しようとする時は、あらかじめ北九州市のホームページから申請するものとする。
- 5 店舗等の代表者は、ステッカー表示を廃止した時は、速やかにステッカーを北九州市に返却しなければならない。

(ステッカー表示の取り消し)

第5条 次の各号の一に該当する場合は、北九州市は、店舗等のステッカー表示を取り消すものとする。

- (1) 本要綱に反する行為があったと認められる場合
- (2) 本事業の社会的信用を損なうおそれがあると認められる場合
- (3) その他、ステッカー表示が不適切と認められる場合

2 前項の場合において、店舗等は、速やかにステッカーを北九州市に返却しなければならない。

(ステッカーの取扱い)

第6条 店舗等は、ステッカーを出入口や会計窓口など、利用者等の目に付きやすい場所に表示するものとする。

2 店舗等は、ステッカーのデザインを変更してはならない。

第7条 その他、この要綱を実施するために必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、令和5年11月13日から施行する。

「こどもまんなかステッカー」の実物サイズ

直径17cmの正円



こども
まんなか
北九州市